

日田市規則第59-1号

日田市分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 8 月15日

日田市長 原 田 啓 介

日田市分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

日田市分担金徴収条例施行規則（平成 8 年規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
（分担金の減免） 第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による分担金の減免は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業（国又は県からの補助金の交付を受けない事業であつて、市長が特に必要と認めたものに限る。）の場合 市長が定める率により減額することができる。</u>	（分担金の減免） 第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による分担金の減免は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。